

令和4年陸別町議会6月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年6月8日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和4年6月8日 午後1時57分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司				
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
	会議録署名議員	多胡裕司		渡辺三義		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	総務課長	今村保広		
	町民課長	棟方勝則	産業振興課長	丹崎秀幸		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	空井猛壽		
	国保関寛斎診療所事務長	（空井猛壽）		総務課参事	瀧澤 徹	
	総務課主幹	請川義浩				
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委会事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	意見書案第2号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
4		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番多胡議員、7番渡辺議員を指名します。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 7番、渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

早いことに、6月の定例会を迎えまして、今年もあっという間に半年を迎えてしまいました。今年も、新型コロナウイルス感染症で始まりまして、本町においても、感染による大変な厳しい環境にありまして、暇のない状況にあったかと思われまます。関係者の皆様に関しましては、労をねぎらいたいと思っております。

また、そのような中、最近では北海道知床遊覧船沈没事故、そして、2月24日に始まりましたロシアによるウクライナ侵略戦争。また、国内外においても、大変めまぐるしい状況下にありまして、一刻も早く終息、発見を願うところであります。

さて、今回の6月の一般質問におきまして、なかなか聞くことのできない機会がありまして、本町の福祉活動、さらに5月17日に可決されました、しらかば苑建て替え工事の関連につきまして、大まかに二項目に分けて通告書を提出いたしましたので、順番に町長にお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の介護支援と認定機関についてお伺いいたします。

今は、食生活や医療、福祉の充実によりまして、平均寿命も延びて、2021年では

84.3歳と世界でも日本が一番となっていて、次いで、スイス、韓国ということで長寿国日本となっております。

また、その半面、2019年では、介護認定者も多く、全国でも約669万人と非常に多く、介護の分野では世界の中でも日本は中間の位置にありまして、今後は、ますます高齢者を支える介護の仕事が必要になるような機会となっております。寿命が延びたからといって、要介護や寝たきりの状態が長く続けば、決して充実した老後生活とは言えません。

また、本町では、第6期総合計画を初め、各福祉計画も分野ごとにスタートされました。その中でも、現在、在宅サービスを初め、地域密着型とか施設サービスなど介護保険で利用することができるサービス、これらが幅広く取り組まれております。

そこで、2点ほど、まずお伺いしていきたいと思います。

最初に、本町では、先ほども話しましたが、介護が必要になった場合、様々な介護サービスが受けられますが、その中の訪問介護、この介護支援では、主にどのような訪問サービスが一番多く利用されているのか。それとまた、介護支援認定の中で認定審査会があります。この審査会は、どのぐらいの頻度で開催されて、審査会の組織体制はどのようなメンバーで構成されて活動されているのか。この辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えしていきたいと思います。

まず、訪問介護では主にどのような内容の事業が行われているかということについてであります。訪問介護サービスは、これは身体介護と、あと生活介護、これはいわゆる家事の援助などですが、このように大きく二つのサービスに分類されます。陸別町内のサービス提供事業者は、介護保険サービスとして陸別町社会福祉協議会が運営する訪問介護事業者「ホームヘルプセンターりくべつ」、これと介護予防・生活支援総合事業の訪問型サービスAを町が委託している「エヌピーオー優愛館」があります。訪問型サービスAにつきましては、生活援助のみを提供しております。

「ホームヘルプセンターりくべつ」のサービス提供例を挙げますと、身体介護では、入浴介助、着替えの介助、おむつ交換、爪切り、通院介助。生活援助では、掃除、洗濯、食事の準備、調理、ごみの分別、買い物代行、このようなサービスが提供されております。ニーズの高い内容といたしましては、身体介護では、入浴介助、あとは身体の清拭、爪切りが主にニーズの高いものとなっており、生活援助では、掃除、洗濯、調理が多く利用されているということでもあります。

次に、二つ目の質問であります。介護認定審査会の開催頻度はということであろうと思いますが、介護保険認定審査会は陸別町、足寄町、本別町、この3町で共同設置をしております。隔週木曜日を基本として月2回、今でありますからリモートで開催をしているというところであります。

この介護認定審査会の組織構成であります。審査会委員は、保健、医療、福祉に関する学識経験者で組織することとされておりまして、各分野のバランスを配慮した構成としております。3町では、5名ずつの委員で組織する二つの合議体で審査しております。

交互に開催しております。現在の各合意体の委員構成は、第1合議体が内科医師、歯科医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士。第2合議体が内科医師、外科医師、保健師、介護福祉士、社会福祉主事となっております。審査の公平性を担保するために、上半期、下半期で各分野のバランスに配慮しながら合議体のメンバーの入れ替えを行っているというところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 分かりました。それで、地域包括活動は、福祉の分野で大変幅広く現場、現地における作業と思われまますので、今後とも、地域包括ケアシステムの構築に向けて、積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、次に、次の項目ですが、認知症関連について3点ほどお伺いいたします。

厚生労働省の調べでは、全国で2020年の推計で65歳以上の方の認知症は、約602万人と言われております。要するに、6人に1人が認知症と言われてまして、例えば、85歳上であれば、55%の方が認知症と言われております。2025年では、約700万人の方が認知症と言われるということで、高齢者の約3分の1の方がここでは予備軍と言われ、一般的には、認知症の症状といたしましては、幻想、物忘れ、判断力の低下など認知症機能障害で、いずれも、これについては、早期発見、早期治療が望ましいと言われる中、何よりも大切なのは、本人が安心できるような周囲の環境整備、そして、よい人間関係をつくって、見守っていくことが重要視されるというふうに言われております。

それでは、この認知症について3点ほどお伺いいたします。

まず、1点については、本町において認知症による認定をされている方がどのぐらいいるのか。それと、それによって、施設を必要としている待機者、こういう方が何人ぐらいいるのか。

それと、次に、認知症サポート養成講座、これが開かれております。それで、今まで受講された方というのはどのぐらいいて、また、その方々のその後の役割については、どのように考えているのか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、ただいまの3点に対する答弁をしていきたいと、そのように思います。

まず、当町における認知症による認定件数ということではありますが、認知症と認定するシステムは存在しませんが、要介護認定における主治医意見書において認知症高齢者

の日常生活自立度という評価項目があります。認知症状のない自立から専門医療を必要とするMまでの8段階に分類されておりまして、この情報も参考にしながら介護認定審査会において、要介護度が審査、決定されております。

当町の認知症と考えられる人数であります。令和3年度末現在の状況を在宅、施設を合わせた総数は、認知症の要素をお持ちの判断基準1以上の方は125名、介護が必要とされる判断基準3A以上の方が50名ということになります。

次に、2点目であります。認知症による待機者ということになりますが、認知症による待機者につきましては、施設入所の待機者のことだと思っております。介護が必要とされる3A以上、50名のうち、既に施設入所している方を除く在宅16名のうち、しらかば苑入所待機者3名、認知症グループホーム入所待機者3名、合計6名となっております。

次に、3点目であります。認知症サポーター養成講座の受講者数とその受講後の役割ということでございます。

認知症サポーター養成講座については、平成24年度から29年度にかけて8回開講しております。一般町民を対象した講座のほか、企業、事業所、学校、地域などの要請を受けて、個別の対応も行っており、受講者数は212名となっております。

講習内容は、高齢化に伴って増加することが予測される認知症に対する理解と正しい知識を身につけていただくことを目的としておりまして、受講者にオレンジ色のリストバンドを交付することによって、その意識を高めていただく願いを込めて実施してまいりました。行政側から特別な役割を担っていただく狙いは持たず、受講者の職場、また地域において認知症の方と適切に向き合っていただくことを主眼において、実施してまいりましたので、それぞれの立場で御活躍いただいているものと、そのように私どもは推察しているところでございます。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 理解いたしました。認知症は、日常生活の中で支障が出てくる状態で、誰にでも起こり得ることで、早期発見、早期治療で進行を抑えることができるということで、私も含めて、今後に向けて気をつけていこうと思っています。

また、担当者の窓口の方に対しては、予防活動についても、今後も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目について、りくべつ生活安心センターについて2点ほどお伺いいたします。

このりくべつ安心センターについては、平成28年7月より日常生活自立支援事業など、幅広い分野の福祉事業の窓口、町民の困りごと、総合相談窓口として活動されています。私たちの老後においても迎える先については、できるだけ人や施設に頼らず、最後は自宅で穏やかに過ごしたいものですが、なかなかそう思いどおりには行きません。

それで、ここでりくべつ生活安心センターの活動状況と、その中で事業を実施されている市民後見人制度がありますが、これは2回に分けてお伺いしたいと思います。

まず、最初に2点ほど。りくべつ生活安心センターの利用状況についてですが、どのような状況にあるのか。それと、また、この生活安心センターで主に利用されている仕事というのですか、それはどのような仕事が一番多いのか、その辺についてまずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の2点についてお答えしたいと思います。

まず、りくべつ生活安心センターの利用状況についてということでございます。

これは、平成28年7月1日に陸別町社会福祉協議会が運営するりくべつ生活安心センター「ささエール」、これが開所されております。認知症や知的障害、精神障害等によって、判断能力が十分でない町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、成年後見制度等の利用促進を図り、権利の擁護を推進するための実施機関として発足したものであります。

「ささエール」が行う業務としましては、六つほどにまとめてみました。

まず一つ目、広報普及啓発活動。二つ目として、相談また申立て業務。三つ目は、市民後見人養成業務。四つ目といたしまして、法人後見業務。五つ目、日常生活支援業務。六つ目、福祉なんでも相談所。この六つの機能を有しているところであります。

次に、2点目であります。利用される主な業務はどのようなことが多いのかということであろうかと思いますが、主たる業務は、法人後見業務ではあります。福祉なんでも相談所に寄せられる相談は、年々増加しているということでもあります。開設当初の平成29年度は19件でありましたが、令和3年度実績では39件に上ったと、そのようにお聞きいたしました。開設当初は、何をどこに相談したらいいのか分からない、話を聞いてほしいということや福祉サービスの利用方法などに関する相談が多かったようですが、近年では、近所に最近物忘れがひどくなった少し心配な方がいる、生活するお金がない、生活が苦しいといった相談も寄せられているようであります。生活が苦しいとの相談を受けた方については、社協の生活援助資金などで当面の生活を支援し、生活保護へとつなげたという事例もあったようであります。この方の資金償還時には、必ず面談し、状況を確認。以降の困りごとにも耳を傾けていたとのことであります。

御質問の2点は、以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今の町長のお話を聞きまして、非常に利用されているということが分かりました。年を取るごとに、多くの課題を抱えてきますので、大いに利用してほしいと思っております。

次に、市民後見人制度に伴う養成講座についてお伺いいたします。

先ほども町長の話の中にもありましたが、このりくべつ安心センターの中で、市民後見

人制度養成講座の事業が実施されております。残念なことに、80歳以上から90歳以上にかけての大半の方が支援を求めて、施設や病院でのサービス提供を受けているということ、これが現状でございます。

その中には、親族との疎遠によりまして頼る人がいない、また、認知症によりまして、いろいろな障害を持ち、判断能力が不十分という環境に立たされている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。

そのような環境の下で、本町では平成26年4月より支援事業の一環として社会福祉協議会が運営する成年後見人事業があり、権利の擁護を通じて、地域福祉の向上を図って、安心して暮らせるまちづくりを目的に進められております。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目については、この市民後見人制度の養成講座を受講された方の人数、この講座に参加された方がどのぐらいいるのか。それと、現在、受任されて活動されている方、こういう方がどのぐらいいるのか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えいたします。

市民後見人制度養成研修の受講者数ということですが、平成25年度に陸別町単独で養成研修を開催、平成29年度と令和3年度には足寄町、本別町と3町合同で開催しております。これまでに39名の町民が修了されております。

次に、二つ目の御質問ですが、受任されて活動されている方はいるかということですが、先ほど申し上げた平成25年度に研修を終了した2名が市民後見人として活動されています。また、「ささユール」が受任する法人後見の支援員として、16名の登録がありまして、そのうち4名の方が活動されているという状況であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） この生活安心センターについては、先ほどもお話ししましたが、いろいろな生活環境の中で、課題または困窮されている方が結構いらっしゃると思いますので、プライバシーも守られていると思いますので、本当に気軽に利用できるように本町としても、ぜひPRを幅広く、利用されるためにもしてほしいと、このように思っております。

それでは、次の項目のしらかば苑建設工事、ここからしらかば苑建設工事に係わる件について5点ほど分けてお伺いしていきたいと思います。

先般、5月17日の臨時議会におきまして、決議された各関係者においては、このしらかば苑が議決されております。そして、関係者については設計書と、あらましのことについては資料も当然確認されていることと思っております。今回は、まだ決定ではありませんが、今の時点では、最終金額19億4,761万1,000円ということで、本町においては、バイオマスプラント工事に次いで補助金の入った大型プロジェクト工事でございます。



います。

遡れば、平成27年10月、総務常任委員会の意見交換会の中で、そのときは、今のところ、まだ利用できるということで建て替えは考えていないということでしたが、その後、令和2年12月ですか、危険で危ない建物「特A」の調査基準ということで、早い経過の結果にちょっと動揺をしたところでございます。

一般的に、コンクリート構造物については、ひび割れとかクラックについてはつきものですが、「特A」の結果ということで、構造物の最高に危険な建物というふうに理解しておりますので、この間、2年かかりますので、地震等がなければいいかなと思っております。

そこで、この建設工事に係わる管理体制と設計書の中身について2点ほど、まずお伺いいたします。

まず最初に、工事発注は法人となりますが、町から補助金が入ります。そこで、施行、チェック体制、また検査、監督員の配置について、どのように考えているのか。また、外構工事、これは付帯工事になりますが、資料をいただいた中では、当初予算3,500万円の金額が、最終金額7,000万円と増額されましたが、その要因についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、しらかば苑の建設関係であります。監督員、それと検査員についてということですが、これはあくまでも北勝光生会発注の工事ですので、監督員、検査員ともに法人職員及び法人が指定した事業者が担うべきであると、そのように考えておりますが、議員おっしゃるように町補助金を投入すること、また、事業規模が大きいことや公共的な意味合いの高い施設であることから、町職員による技術的支援は行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、二つ目ですが、外構工事の費用が増加したことの要因ということですが、まず、当初計画では、外構工事費として、記憶では4,000万円計上しておりますが、建設資材の高騰などに加えて、本年3月は、令和3年度単価を用いて積算を行ったところですが、外構工事は令和6年度発注工事であります。今後、さらなる物価上昇などを考慮して、議員おっしゃるように7,000万円と、そのように見込んでいるところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 申し訳ございません。先ほど、3,500万円ということで、4,000万円ということで理解いたしました。

そういうことで、外構工事については、計画の中で7,000万円ということになりますと大変大きな規模の付帯工事となります。できるだけ、当然、法人も考えていると思えますけれども、地元業者が参入できるようなシステムで行政としても進めていっていただきたいと、このように思っております。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういうことで、先ほどもお話しましたが、この外構工事については、地元業者ができるように行政のほうも、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、中間施設について、これは2回に分けてお伺ひいたします。

今回、事前工事額ですか、中間施設については、3階の部分に4から5床のユニット型施設が、今回7,586万7,000円で建設されます。入居に関しては、要介護1から2程度の方を対象に、独自の介護サービスを提供する施設で、委託の中で、今後は長期的に法人がされます。

そこで、まず、この中間施設についての2点、その1点目ですけれども、そこで、委託となれば、当然、委託料が一番先に考えられますが、例えば、満室時、また空室時、当然、常に満床とは思いませんので、その辺の委託料の考え方はどのように考えているのか。

そしてまた、この4床から5床のユニット型施設に対する維持費、当然、これは維持費がついて回りますので、その維持費をどういうふうにするのか。その2点についての考え、まだ先の話になりますけれども、分かればその辺お答えをお伺ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 委託料、またその維持費に係る御質問であります。まず、中間施設の委託料につきましては、何度か法人の方と大枠での協議をしたところでありますが、利用室数に関わらずに必要な職員等を配置する必要があることや、その中に施設の電気、水道の光熱水費などの維持管理費を含めることなどを踏まえまして、いわゆる最低保証として一定額を担保する必要があると、そのように考えております。額の積算方法等の詳細については、今後の検討課題としております。

また、総務常任委員会などにおきまして、委託料における運営費の調整という御意見もありましたことから、それらも含めまして法人とこれから協議してまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） そういふことですので、これからの協議ということ、お互いに双方理解する中での長期的な運営になりますので、その辺、いい形で進めていっていただきたいと思ひます。

それでは、最後の質問になりますが、2点ほどお伺ひしていきたいと思ひます。この2点については、そのすみ分けと条例の一部見直しについてお伺ひいたします。

今まで検討されてきた中間施設も、今回建設されまして、しらかば苑を初め、からま

つハウス、共同支援住宅の福寿荘、そして、今回の要介護1から2までの中間施設、そして、NPOの認知症対応型と、本町においても、これで福祉の枠組みが第1段階としてできて、まず、一安心という現状ではないでしょうか。今回、しらかば苑も50床から60床ということで、先ほども話しましたが、中間施設の4から5床と、今まで以上に床数も増えることから、囲い利用者とならないようにしっかりと管理をしていただきたいと思います。

そこで、まず、1点目、これはすみ分けをきちんと明確にするためにも、できれば施設が完成する前に中間施設の入居に関する要綱などを作成して、示す必要があると思われれます。

その考えと、それと2点目についてですが、本町においては、社会福祉法人の助成に関する条例ということで、これは昭和49年10月に施行されまして、平成12年の12月に一部改正されまして、現状に至っております。この条例の中でいくと、社会福祉法人というのは、しらかば苑のことと思いますが、本町には、同じく高齢者の方を見ていただいている活動法人もいることから、この辺についても公正な考えの下、一部追加するか見直しを図ってはとっております。

その2点についてお伺いするとともに、最後に、このたび、しらかば苑において、新型コロナウイルス感染症によるクラスター、重大で、その入居者感染者確立の高い現状に見舞われました。いつか、町民から不安の声も聞かれましたが、避けられない現状でしたが、この間、携わられた皆さんに大変ご苦労さまですと声をかけたいと思っております。

今後は、ユニット式とありまして、安全性も保たれまして、公設民営化にありまして改善を図りながら、法人とともに協議や連携の下に安心した福祉施設づくりを行政としてもしてほしいと思っております。

長くなりましたが、この要綱の件、条例の件についての意見と、最後に、今回新しく建設される特別養護老人ホームしらかば苑建設に当たりまして、町長の思いをお聞きしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、お答えしていきたいと思えます。

まず、すみ分けに関する事だと思えますが、当町が考えております中間施設とは、介護保険制度におけるそれとは違ひまして、既存制度の範囲では、手の届かない部分や人に対応できる独自の高齢者介護サービスを提供する施設、これを考えているところでございます。町が主体で行う事業であると、そのように捉えております。

したがいまして、入居に関する内容につきましては、要綱等に定めますし、また、その内容につきましては、事前に議会の方にも相談させていただきたいと、そのような考えであります。

次に、社会福祉法人の助成に関する条例、ほかの事業者もということを追加したらと

ということであろうかと思いますが、この本条例、議員おっしゃるように昭和48年の社会福祉法人北勝光生会の設立に伴いまして、昭和49年に制定された条例であります。この条例は、町が法人に対して資金の貸付けを含め、資金助成をする場合の必要事項を規定したもので、主に助成金の使用目的を明確化し、目的外使用を禁止するという内容となっております。福祉行政の推進と地域振興を図って、町が誘致した社会福祉法人とは一緒に他の、それこそNPO等ですが、考えるべきでない、そのように私どもは思っております。なお、現在、町内にあるNPOに対しては、町有地の無償貸付けや施設整備に対して補助金を出したケースもあります。必要な助成については、要望に基づき、その公益性、また必要性、また町の財政の状況などを鑑みまして、その都度検討されるべきと、そのように私どもは思っております。

現在は、昭和51年に制定した陸別町補助金等交付規則に基づき、各種団体等に補助金等を交付しているところでありまして、御指摘の社会福祉法人以外の法人に対する助成については、補助金等交付規則に基づき助成することができることから、当該条例の改正は考えておりませんので、御理解いただきたいと、そのように思っているところであります。

最後に、3点目の予定はしていなかった御質問ではありますが、しらかば苑、北勝光生会自体ですが、先人諸先輩の苦勞の末に設立した事業体であると、そのように考えているところであります。今考えても、すばらしい先見性を持ったと尊敬いたしております。また、同時に、これまで運営に関わっていただきました方々にも、堅実な運営をしていただいたことに、常日頃感謝をしているところであります。

今で言う、持続可能なまちづくり、これを本当に実践してきたものと私ども思っております。議員も御承知のように、この福祉関係に関する入所者含めてその関係人口、今の陸別の総人口の何割も占めるというようなことであります。地域振興にも多大に貢献していただいております。当初目的をしっかりと踏まえまして、これからも堅実な経営をして、運営をしていただきたいと、そのように願っております。

また、同時に、他の福祉関連事業体の皆様も同じように、私ども感謝をしておりますし、これからもそれぞれ情報共有をして、町としてもそれぞれしっかりと寄り添っていききたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 11時まで休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時59分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今日は、生乳需給調整下の畜産経営、それから、特別養護老人ホームの包括的支援、そして、脱炭素施策による地方創生につきまして、町長にお伺いします。

それでは、最初に生乳需給調整下の畜産経営について取り上げさせていただきますが、御承知の上に、この質問を通告した後に、先日、当町の農業界に大きな動きがありまして、今日の質問内容に変更が必要になるかと、私も懸念していたわけですが、これは新聞報道ではありますが、J A陸別の新体制は、私がこれまで考えておりましたが、今日も申し上げたいと思っておりましたことと、ほぼ同じような考えを示されておりますので、通告のとおり質問を始めたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

コロナ禍以降、様々な業界が苦境に立たされていると言われておりますが、酪農を含めた畜産業においても同様で、このままだと、一部の牧場では存続が危ぶまれると、そのような声が聞かれております。畜産業において、飼料費、これは基本的に最大の費用項目でありまして、おおむね総費用の6割程度は餌代が占めると言われておりますが、その価格が近年、右肩上がり推移していて、最近の水準では、まさに畜産農家の存続にも影響を及ぼす状態になっているのではないかと考えております。

ちなみに、農林水産省の農業物価指数の中の配合飼料の価格動向を1トン当たりの単価で見ますと、前年度の途中までの数値ではありますが、平成17年度に比べて約1.6倍になっていて、特に、一昨年度からは約16%とも高くなっていると言われており、それが現在もとどまることなく続いております。

機会があつて、J A陸別の地域農業振興計画（J A中期経営計画）を拝見させていただきました。喫緊の課題は、農業界に限ったことではありませんが、大きく変化している経営環境にどう対応するかということでもあります。

御承知のように新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費動向の変化から、生乳の流通量が伸びないことで生産の抑制が必要なことと、それに伴う乳牛个体価格の下落。一方で、ロシアのウクライナ侵攻に対峙する我が国を含めた世界規模の経済制裁への反動によって、原油価格が暴騰して、資材の高騰が続いているとともに、穀倉地帯に戦火が及んでいることから、飼料価格の高騰が止まらない状況にあります。

このようなことから、これは当町に限ったことではありませんが、農業施設の整備に、これに対する過剰投資の問題がにわかにクローズアップされております。

40年ほど遡りますが、昭和50年代、その約10年前に国の政策として行われた第2次農業構造改善事業の受益者に、勝ち組とそうではない農業者との明暗が明らかになり、農業界に大きな衝撃が走ったことを記憶しております。農業経営の近代化の名の下に、大型農業機械の導入が行われました。借金する額の大きさに、事業に取り組むべきかをためらう農業者がいくじなしとのそしりを受ける時代でもありました。

結果、その償還の重圧に耐えられずに、廃業に至る場合もありまして、地元にはおら

れず、人知れず消息が途絶えるケースもありました。

そのことを教訓に、現在は借入金の債務補償制度も改善されておりますが、廃業の後に何も残らないのは変わりのないことでもあります。

国の農業施策を上手に利用できた人とそうではない人、もちろん、そこには運もありますが、悲喜こもごも、いろいろなドラマがありました。昨年12月の議会定例会における一般質問でも取り上げさせていただきましたが、町の農業施策としては、後継者不足などで今後も離農者が増えることが見込まれており、一定の農業生産額を維持するには、必然的に法人化、大型化が進むものと考えているが、農業者の規模や形態に関わらず、農業振興は重要なことと認識しているということでありました。当町の畜産業の歴史は、かなり古いとは聞いておりますが、たび重なる冷害による凶作が続く状況下で、その影響の少ない畜産業に活路を求め、昭和30年代初頭には行政主導で貸与牛、いわゆる牛の貸付制度であります。それによって、畑酪経営、これは畑作と酪農の複合経営のことではあります。この農家が増えて、やがては、酪専、酪農専業にウェイトを置くようになって、今日に至っているものと思っております。

幾ら地球の温暖化と言われながらも、この畜産業への転換がなければ、当町の農業はなかったのではないかと思っております。農家戸数は激減しておりますが、まだ生産農家が40戸余りおられるということは、当町農業の方向性、施策としては間違っていないかと、そのように思っております。

そして今、国の政策とも相まって、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業であります。これによる畜舎等の整備、国の補助自体は紆余曲折の末、獲得には至らなかったものの、間もなく竣工を迎えるバイオガスプラント整備事業など、経営の大型化に向けた施策が進められております。

質問であります。しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、コロナ禍での生乳の需要低迷及び原油価格の暴騰と、それに関連する為替レートの円安基調などによる配合飼料価格の高騰などが、各種の設備投資を過剰投資にしていまいか。畜産業界における現下の極めて思いダメージについて、町長はどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えします。

コロナ禍によります学校給食の中止等主因とする生乳需要の落ち込みにより、民間の調査によりますと、生乳の供給過剰が昨年で約24万トン。本年につきましても、約42万トンが過剰になると、そのような見通しとなっております。

また、飼料価格の高騰も様々な要因が指摘されております。昨年の南米の長雨の後の干ばつ、中国の豪雨等による飼料原料となるとうもろこし価格の国際市場での急騰。世界的なコンテナ不足と急激な円安による為替変動を原因とする輸入コストの増大。原油価格上昇による製造コストの悪化などにより、配合飼料工場売り渡し価格は急激に上昇

している状況であります。

これらは、世界的な異常気象と国際情勢、ロシアのウクライナ侵攻による影響など、複数の要因が関係することから、早々に安定することは考えにくく、長期化することが懸念されております。酪農、畜産業の経営が厳しい状況下にあることは言うまでもないわけですが、各種の設備投資は、それぞれの経営体において判断されるものですので、現在の状況が直ちに過剰投資になるとは認識しておりません。事業計画は、その目的や効果など、詳細を厳格に審査されているものと、そのように考えております。

国も科学肥料の大幅値上げを受けまして、支援策の検討に入ったとされていますが、町といたしましては、基幹産業としての酪農、畜産業の持続的発展に向けて、今後とも農家の状況をよく知っている農協や関係機関と連携し、必要な支援を行っていかねばならないと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁の中で、現状、過剰投資とは捉えておられないというような意見がございましたが、これは私との意見が違うところであります。結果的に、私は、規模拡大がむしろ当町においては離農者を増やしたと、そのようにここまで捉えてきました。そういう考えを持って、この農業を見てきたと思っておりますので、これ以降の質問もそういう趣旨で質問することになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皮肉を込めた言い方になりますが、配合飼料、農耕飼料ですが、これの使用料を増やすことで乳量が増えることの恩恵は、酪農家よりも飼料販売会社はもちろんのことではあります。流通の手数料等の収入が増えるJA、それから、生乳の高い共販率に支えられている指定生乳生産者団体ではないかと思っております。

当町などが進めているのは、乳牛の頭数に見合った十分な耕作地を持たない経営の大型化でありますから、必然的に飼料の購入に頼ることになりますので、配合飼料のみならず、粗飼料も購入することになりますが、それが生産コストの上昇になっているものと思っております。

そして、現在、直面している深刻な問題が、生乳の需給調整であります。取りあえずは、今年度の生乳生産目標数量を前年度比1%増に抑えられることになったということではあります。この1%増分についても、これは新規就農者らに配分するというところで、実質前年度並みということではあります。

当町でもわずかな増量の配分になったようではあります。当然に1%に届くものではありませんし、配分のけんかの種にもならないほどの量ということではあります。

生産者は、これまで農家戸数が減少した分を規模拡大によって右肩上がりに生産量を増やしてきました。冒頭で申し上げました畜産酪農収益力強化特別対策事業による畜舎等の整備、これはまさに増産に次ぐ増産で、生乳生産量を増やしていかなければ借入金の償還が滞ることになりかねないものであります。これに対処するには、関係者が結

集したにしても、地域だけではいかんともし難いことと思っております。

短絡的なお話になりますが、借入金償還期限の繰り延べ、これなどが大きな要素になってくると思います。これらを金融機関はもとより、その対応を国や道にも自治体としても働きかける必要があると思いますが、いかがかお考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 農業は、自然状況に左右され、また、収穫量や価格変動が大きく、投資から効果が現れるまで長期間を要するなどの状況を踏まえまして、一般金融よりも有利な条件で融資を行う制度資金が創設されております。また、利子補給制度により、負担軽減も図られております。

御質問の借入金償還年限の繰り延べについてであります。まずは、計画的な償還を進めていただくことが第一であろうかと、そのように思っています。

その上で、経営難等により、償還の猶予を希望されている方がいた場合は、町、十勝総合振興局、農協や北海道信連などで構成する農業金融制度推進会議において、借換えなど他の資金の活用も含めて協議し、適切に対処していただけるものと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど、設備投資と過剰投資のこともお話ししましたが、冒頭で言いましたようにJA陸別の新体制、何度も言いますが、新聞報道ではありますが、「JA本来の姿に立ち返って」という言葉が出てましたので、やはり、この営農指導なしでここまで来たというのが、やはり大きな問題だったのだらうと思います。

借入金で整備をする際に、当然、償還計画というのがありますが、これに営農指導が加わらなければ、やはり今回のような不測の事態、飼料価格の高騰とかそういうものに直面したときに対処できなくなるわけでありまして。そういうことで、これからの体質の変わった体制に期待したいというところであります。

農業後継者がいないがために、営農の継続を断念せざるを得ないのは残念なことではあります。やむを得ないものと思います。

しかし、将来に希望を持って設備投資をしたことが、借入金の償還が重荷になって営農できなくなる時代があるとすれば、それは関係者だけではなく、特に当町のような地域では、地域全体の大きな損失だと思っております。この生乳需給調整下の畜産経営において、影響を考えなければならない事業として、冒頭でも申し上げましたバイオマスプラントの操業に逆風になるのではないかとということでもあります。

今年の春の段階においても、まだ解決できていない課題があるように聞いておりましたが、中でもふん尿の確保の観点から乳牛頭数が不足していること。そして、そのことにも関連しますが、操業後の収支の安定についても不安が解消できていないという話も聞いております。

余剰熱などの活用については、前議会定例会でお答えいただいておりますが、少なく



とも借入金の償還猶予の期間中には一定のめどが立たなければいけないと思っております。間もなく、試運転の段階に至る状況下において、その対応をどのように進められているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 脱炭素運動が全国で展開される中、当町においてもバイオマス事業が進められ、間もなく、議員おっしゃるようにプラントの稼働を迎えようとしているところであります。

御指摘のとおり、原料となるふん尿が計画量を下回っている状況については、報告は受けておりますが、これについては、安定稼働のために必要量を確保すべく丁寧な説明と参加への働きかけを現在も続けていると、そのように聞いているところであります。

いずれにしましても、バイオマス事業の計画的な実施のために畜産経営の安定は、これは不可欠でありまして、さきの回答にもありましたとおり、必要な支援を行っていかねばならないと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業に限らずであります。国は様々な補助金等を駆使して、畜産経営の大型化を、これは社会の情勢が変わっても簡単には政策転換はせずに推し進めていくものと思っております。前議会定例会において、町長がお答えになっておりましたように、必然的に進む法人化、大型化、これには何ら異論を挟むものではありませんが、目的と手段を取り違えたものではあってはならないと思っております。

先ほど来、何度も申し上げますが、当然、農協は今後そういうふうに進めるとは思います。行政としても営農指導を再認識した施策が必要と考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 経営者の高齢化、また後継者不足等によりまして、担い手の問題は、議員おっしゃるように非常に深刻であります。離農者は今後も増える見込みでありまして、御指摘のとおり、必然的に法人化、大型化が進むと、そのように予想されると思えます。

そのような中で、国が進める畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆるクスター事業ですが、大規模な基盤整備を行う上で、今後も重要な施策の一つであると考えております。

しかし、規模や形態にとらわれない農業振興策も必要であり、町としましては、基盤整備や伝染病対策、独自資金の創設や公共装置の利活用など、様々な施策を展開して基幹産業を支えてまいりたいと思っております。

さきの質問に関係してまいりますが、普及センターやNOSA I、農協といった関係機関に対し、将来を見据えた営農指導の強化を引き続きお願いしていきたいと、そのよ

うに思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この営農指導に関して、先ほど来の購入飼料の削減というか効率化を考える上で、営農指導は絶対に必要なわけではありますが、過去で言いますと、今、町長がおっしゃってありました普及所を含めた関係団体で構成する、たしか当時も農林推進協議会といったと思いますが、粗飼料の品質向上とか、経営の安定化に向けたいろいろな対応をしてきた経緯がございます。いま一度ここに立ち返って、本町の本当の基幹産業でありますから、酪農業の振興に対応していただきたいと、そのように考えております。この農業関係の質問は、今日以降、また何度かお聞きすることになると思いますので、またその際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、特別養護老人ホームの包括的支援について伺ひます。

過疎地の特別養護老人ホームの経営は、地域の高齢化は進むものの、人口が減少することに伴ひ、利用者の減少が影響して経営が不安定で、事業の持続性自体が危ぶまれるところが出てきていると言われております。

特別養護老人ホームが運営しております介護保険事業は、一定の規模のスケールメリットを勘案して、運営費となる介護報酬の単価が設定されておりますが、過疎地の特別養護老人ホームでは、進行する周辺地域の人口減少や介護人材確保の困難さから事業拡大についての方策が見出せない状況にあると言われております。

しかしながら、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームは、入所による介護の事業だけではなく、在宅の事業のセーフティネットとしての役割や地域貢献という使命もあり、採算性の低い過疎地においては、地域課題解決の担い手としての役割が求められております。

このような中で、現在、町内の社会福祉法人が取り進めております特別養護老人ホームの老朽化に伴う建て替え計画につきまして、町からは一昨年12月以降、幾度かにわたって事業内容の説明を受けるとともに、実施主体である社会福祉法人からもこの事業に対する姿勢を確認しているところであります。

この事業への取組において、最も重要なことは整備される施設の持続性をどのように担保するかということになると思ひます。事業の目的、そして整備の財源だけにとどまらない、今後少なくとも施設の対応年限の39年は運営が可能となるような町の施策が必要になると思ひますので、この機会に幾つか確認させていただきたいと思ひております。

現時点で申し上げましても、何ら意味をなすものではありませんが、私は今をもつても、定員を増やし、それに見合った大きな規模の建物を整備することには、懐疑的な気持ちを持っております。

今年4月の8日ではありますが、行われました実施主体の社会福祉法人との意見交換に

において、この10床増やして60床にすることについて、法人は、その維持が当初10年ぐらいはしのげると、そのように言うておりましたが、これは嘘偽りのない本音の部分を吐露したものと、私はそのように受け取っております。

当町において、現在の社会情勢が続くものとするれば、施設の経営者としては当然の見識だと思っております。それでもなおかつ、法人の意気込みをしんしゃくして、この計画に多大な財政支援をして事業を進めようということは、大きな政治判断だと思っております。

介護保険事業、これは保険者が市区町村で財源の4分の1近くをそこに暮らす65歳以上の高齢者が負担する仕組みであるため、事業の地域内完結を目指しており、介護ニーズの需給関係の中で、一時的には地域外の資源を使うことはあっても、長期的にはニーズの域外流出が政治課題になっております。

したがって、ニーズの希薄な地域にあっては、この介護保険制度の仕組みでは、事業の運営にも地元自治体の財政支援が欠かせないため、過大な事業規模はむしろ効率的な経営の足かせになるのではないかと思っております。整備後における経営収支の改善について、実施主体である社会福祉法人は、現状の赤字体質からの脱却を可能にするための体制の変更という考えを示されておりましたが、ユニット型全室個室化と入所定員を10名増員することによって、介護報酬と利用者負担金を合わせて年額で5,000万円ほどの増収になっても、指定職種を含めた従業員の増員と運営のためのランニングコストが床面積の増大に伴って増えますので、現状の赤字幅を吸収できるまでには至らないのではないかと思っております。

したがって、いかなる状況であっても、この介護サービスをこの地域からなくすことにはならないのでありますから、町としては、運営を含めた包括的な支援が必要になると思いますが、現時点でどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 事業の地域内完結を目指すことは、これは地域包括ケアシステムの概念ではありますが、町内では提供不可能な老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等のサービスについては、町外の事業者と連携して介護ニーズを充足している現状にあり、これに関しては必要な調整であると考えているところであります。

しかしながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できることを当町の介護保険事業計画の基本理念として掲げておまして、特別養護老人ホームしらかば苑は、ついこの住みかとしてなくてはならない介護事業所であると、そのように認識をしております。

運営している北勝光生会が社会福祉法人として、今後、どのような運営をしていくのか、法人の運営努力も含めて注視する必要があるとは考えておりますが、介護保険の保険者として被保険者たるサービス利用者の不利益が生じないよう指導監督するとともに

に、必要な支援を検討すべき事案が生じた場合は、制度を逸脱しない範囲において臨機に対応したいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま申し上げました包括的な支援において、今後新たに業務委託を計画している中間施設の運営がポイントになるものと思っております。さきの議員も質問しておりましたので、被る部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

介護保険サービスの周辺事業に位置づけられることになるであろうこの中間施設の利用者、これは、この事業が町の業務委託ということでありますから、町民に限定することになるのだらうと思っております。この中間施設の運営が、介護保険事業の短期入所事業、そして、認知症対応型共同生活介護事業の利用と密接に関わることになると思っております。

再三申し上げますが、今後40年近くまでとは言わずも、その半分の20年後の当町における介護ニーズを考えますと、最近の人口減少率は比較的安定していると言われており、年率で2.0%の減少というのが公表されている数値と思っておりますが、これで推計しますと、その時点での総人口は1,600人弱となります。町の高齢者保健福祉計画等では、その時点の高齢化率を42.5%としておりますが、このことから類推しますと、高齢者数は現在の3分の2程度の600人台まで減少することになるものと思っております。後期高齢者人口の割合が増しているとは言えども、現在の介護認定率は18%程度で、上昇していくことは理解できますが、それにしましても、要介護認定者数が現在よりも増えることは考えられないのでありますが、介護保険事業の保険者として、町はどのようにただいま申し上げましたようなことを考えておられるのかお伺ひしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回の増床計画に関しては、陸別町内の要介護認定者数の将来予測、本町と同様に建て替え時期を迎えている近隣町の介護保険施設の整備方向等に関しても、できる限りの情報を収集し、施設経営を継続的に維持できると見込まれる将来を見据えた最低限必要な規模として60床を選択したものと、そのように私どもは認識しております。

現在、しらかば苑は町民約30名の利用があり、7名の方が入所待機をしている状況にあります。今後の要介護認定者数の推移では、全国平均レベルの要介護認定率約18%であり、ほぼ横ばいから高齢者人口の減少にともなう微減傾向に転じることが予想されます。施設の性格上、当面の間は現状の町内ニーズはあるものと推測しており、それ以外の利用に関しては、介護保険料への影響も考慮し、近隣町含む広域利用の門戸を広げるなどの工夫が必要であると、そのように認識しているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この整備が、地域にあり余るニーズがある中で実施されるものではありませんので、これまで言われてきた介護のサービスを提供している事業者間のすみ分けという生態系に少なからず影響が出るものと考えております。

実施主体であります社会福祉法人、これは、この地域においては他を圧倒する事業規模で、介護保険事業だけではなく、障害福祉サービス事業も運営されております。言わば、この地域ではガリバーな事業体でありますから、民間の法人と言いつつも、節度を持った運営を期待しておりますが、このことに町はどのような考えを持って、相對することになるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 施設系介護サービスとしましては、しらかば苑とNPO運営の高齢者グループホーム、2ユニット18床があります。すみ分けという言葉、それぞれの施設の性格上、これは適切ではないと考えていますが、対象者の心身の状況によっては、いずれの施設にも入所対象となりますことから、すみ分けというならば、高齢者グループホームは認知症の診断を受けた方で、家庭的な雰囲気の中で生活支援を受けることが有用と考えられる方。一方、特養は介護3以上で、主に身体介護が必要な方というように介護保険制度上のすみ分けが示されております。

本人と家族の生活がよりよいものになることを第一義に、第3者が介入する入居、入所判定会議を通じて、各施設の入居、入所者の優先度を決定することとなるため、町としては、法人の運営について直接的に意見することはできないものの、本来あるべき入居、入所者に対して、適切に必要な介護サービスが提供されるよう保険者として監視する立場にあることに変わりはないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 高齢者等への介護、これは対面サービスでありますから、そのよしあしは、それに関わる人材の質と量にかかっております。整備を計画しております特別養護老人ホームは、従来型の多床室をユニット型個室に転換するものであります。ユニット型個室の特別養護老人ホームは、1ユニット10人。ユニット内の食堂、浴室の建物構造が厳格化されておまして、利用者の生活環境が格段に向上しますので、当然に利用者の負担もそれに見合った額に引き上げられます。高い負担を求めるのでありますから、配置される人員の都合で介護の内容を変更することにはならないと思っております。介護人材の確保において、国内の労働者の減少が続く状況下では、海外からの労働力に頼らざるを得ず、整備を進めている社会福祉法人もこのことに言及されておりますが、外国人労働者が特定機能1号ビザで働きながら、介護福祉士試験に合格して、介護の在留資格が得られる体制を町としても支援する必要があるのではないかと思います。いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、正職員4名、技能実習生8名が北勝光生会に勤務されて

おります。在留資格に関しましては、正職員は1年更新で就業期限なし、技能実習生については3年、これは有資格者は5年となっているようであります。

外国人労働者を取り巻く制度については、日々変動しているとのことでしたので、注視するとともに、必要に応じて安定雇用を確保できるよう北海道、また十勝町村会等を通じて要望していきたいと考えております。

また、この件につきましては、既に雇用をしている北勝光生会に意見を伺うとともに、将来的に支援できるものがあれば検討したいと、そのように思っております。

なお、第8期介護保険事業計画に重要課題として掲げている介護職員初任者研修については、介護人材の視野を広げる事業として有用であることから、町内関係事業所の無資格従業員、介護に関心のある町民などを取り込み、介護関係職員の確保に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 介護人材の確保は、実質的な量だけでなく、質を高めるために雇う側、法人であります。事業者側もコストをかけているわけでありますから、できるだけ長く外国人労働者といえども働いてもらう体制を構築するのが施設の安定経営と、そういうことになりますので、今、町長もおっしゃっておりますように、この外国人労働者の受け入れる側の日本の制度が逐次変わっております。そういうことで、現時点で一番都合のいいのが特定技能1号ビザに切り替えて、5年間の間に介護福祉試験を合格して、在留期限のないいつまでもいてもらえる体制をつくるのが、今の時点では一番いいのかなと思っておりますので、逐次この国の状況を見ながら、またお伺いしてまいりたいと思っております。

整備を進めております社会福祉法人の説明では、建物が3階建てということでありますから、1フロアに2ユニットを配置し、フロア単位で介護のシステムを構築することになると思いますが、介護スタッフを十分に配置できなければ、スタッフに過重な負荷がかかり、事故やトラブルのリスクが増加することになりかねません。入所定員を10名増員して60名になりますと、看護師も常勤換算で1名増やさなければなりませんし、介護スタッフにつきましても、現行の早出、日勤、遅出、そして夜勤という体制を踏襲することになると思いますが、それであっても、常勤換算で四十数名の看護、介護のスタッフ数が

必要になります。当然に、経営面ではこの人数を全て常勤職員をそろえて対応することになれば採算が取れませんので、非常勤職員を多数確保して、常勤換算方式で法定の人員基準をクリアしていくことになるのだろうと思っております。

そこで、これも利用者ニーズへの配慮の問題と同様に、この整備される特別養護老人ホームが地域の労働力を抱え込んでしまうと、以前にもあったように、町内の小規模事業者の労働力確保にも影響がでかねないものと危惧しておりますが、町として、それは民間レベルの雇用調整として静観するだけになるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町としてできる支援対策としましては、さきに説明した介護職員初任者研修、地域包括ケアシステムの推進会議で提唱された陸別町介護福祉求人情報を発行することによって、関係事業所の求人情報について等しく情報提供する工夫を講じているところであります。

また、小規模事業者の労働力確保への影響ということではありますが、町民の就労先を町が指示することは、これはできませんので、議員がおっしゃるとおり、町としては静観することになるのではないかなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど来、申し上げておりますが、整備する施設がユニット型の全室個室ということで、当然に利用者負担が増額になりますし、さらには、去年の介護保険制度の改定によって、食費や居住費、いわゆる生活費であります。それらに対する国が補助する補足給付費対象者の年金等収入及び預貯金等の資産要件が厳しくなったことで、この恩恵が受けられなくなるなど影響の出ている方もいるということをお聞きしております。

現在、整備を進めております法人は、社会福祉法人であるものの、一民間の事業者であります。その経営方針として、施設利用料の負担能力によって、利用者が選別されることが仮にもあるとすれば、この整備に多大な財政支援を求められている町としては、無関心ではいられない問題になると思っておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 利用者の負担能力をもって選別されることは、あってはならないことであると、そのように認識をしております。これは法人も同じ考えだと、私どもは認識しておりますが、既存の福祉制度を活用しつつ、必要としている方に必要なサービスが提供されるよう努めていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 一定額以上の収入、それから資産があるということで負担するのは当たり前という意見もあるのかもしれませんが、年額120万円ぐらいの年金収入と、550万円程度の預貯金があるからといって、これが一つの基準であります。その預貯金を取り崩して支払いなさいと、もし言われたら、何とも寂しいものだと思っております。現状の特別養護老人ホームの存立、これは3層からなる法律に基づいております。最も上位に位置づけられるのが、社会福祉法であります。ここで特別養護老人ホームを最も公共性、公益性の高い事業である第1種社会福祉事業に規定しております。次に、老人福祉法がございまして、ここで高齢者福祉に関連する事業の一つとして特別養護老人ホームの要件が定められており、そして、最もなじみのあるのが介護保険法であります。ここでは、特別養護老人ホームが介護保険法に規定される介護老人福祉施設として介護保険事業を運営するための要件が規定されております。

このことから分かりますように、介護保険事業を運営できるのは、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームに限ったものではなく、地方公共団体はもちろんであります。現在では、農業協同組合が構成する団体なども経営できるようになっていると思います。介護保険法は施行されるまでは、老人福祉法に基づいて国の措置委託という方法で特別養護老人ホームが運営されていて、おおむねの年齢は定められておりましたが、要件は生活の困窮を含めて、自立した日常生活を送られない方が入所の主な対象になっておりました。その経緯から、なじみが薄いかもかもしれませんが、介護保険事業を運営する特別養護老人ホームには、現在も市町村による入所委託の仕組みが残っております。

しかしながら、これは現実的な対応とは言えず、何らかの方法で介護保険事業の利用契約によって、特別養護老人ホームにおいて生活が送られるように仕向けているのが実態であります。

ここで何と申したいかと申しますと、地域のニーズを超えた大きな施設の整備に町が多額の財政支援を行うことが想定されるのでありますが、このこと自体に強い異論を唱えるものではありません。現行の介護保険制度が利用者とサービス事業者との利用契約によって、利用者がサービスを購入する仕組みになっていることは理解しておりますが、人生の最終ステージを過ごす上での最終的なセーフティネットとなる特別養護老人ホームにおいて、利用を希望する方が金銭的な理由で、それがかなわないということが行政として避けなければならないものと思っております。それは、先ほども町長がお答えになった内容ということであると思っております。金銭的に利用料の負担が難しい方に町が直接補助金を交付することにはなりませんので、事業者としての利用料を減免する方法がないのかということでもあります。

介護保険事業の通常の利用料において、利用料をダンピングすることは不当競争に当たり、法令にも触れることになると思っておりますが、この特別養護老人ホームの建て替えにおいて、介護保険事業の周辺事業として整備を予定している中間施設の運営委託のこの取扱いを含めて、その対応を考えていただきたいと思っておりますが、いかがか伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど御意見のありましたしらかば苑の運営を含めた包括的な支援、この必要性とも関係いたしますが、以前の協議の中での議員の皆さんの中から、運営が、例えば赤字となった場合の町の助成や中間施設における運営費補填をくみした委託料の設定などの御意見もありましたので、それらの意見を踏まえまして、議員御指摘のとおり、それらの制度設計も必要だと、そのように思っております。

今後、十分検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 運営につきましては、法人に最大限努力をしてもらわなければ



ならないのは当然であります。結果として、先ほども申し上げましたように、この地域に介護老人福祉のサービスがなくなるということは、これは避けなければならないということでもありますので、これは町民も当然合意というか同意できる内容だと思いますので、町には、今後も施策として何らかの対応をしていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日通告させていただいております質問事項の3点目であります脱炭素施策による地方創生について伺ひます。

人口減少対策、これは縮小する人口という牌を自治体同士が奪ひ合う構図が続いております。求められる地方創生の競争に加わることをできない地域、そこに暮らす人の今後の生活をどう維持していくのか、もはや地方創生という言葉は死語になっているのではないかと思ひております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が緊急避難的に創設されて、感染を抑制するための対象的業務に当たる財源としてというよりも、これまでの地方創生推進交付金事業を片隅に追いやるような状況で、コロナ禍後の地域経済の維持に重点を置いた施策に当てられております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、これまでに約3億円余りが交付または交付予定になっておりますが、プレミアム付商品券発行事業や新生児特別定額給付金事業、学校及び保育所の衛生環境整備事業、さらには、感染拡大の影響が懸念された商工業者並びに農業者支援、そして、コロナ禍後に備えた観光施設の整備など、これまでに取り組もうにも財源のめどが立たずに実施できなかった施設等整備事業にも充てられておりますが、この経緯を俯瞰してみても、どのようにこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業を検証されているのかお伺ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、議員の御質問のとおり、当町では令和2年、1億8,926万5,000円、令和3年、5,934万1,000円、令和4年、8,041万2,000円、令和4年分は6月の補正を含みますが、計3億2,901万8,000円というふうになるところであります。

令和2年から令和4年までの総額の国の分類で分けますと、感染症対策として衛生資材・機材の整備、空調換気関係、換気のための暖房設備改修等の費用として1億4,800万円を充当してありまして、経済対策、その他として商品券発行、観光施設魅力整備などとして1億8,100万円を充当してありまして、このうち、アフターコロナを見据えた観光施設等への整備については4,700万円を充当してあります。

事業効果の検証でございますが、現在、令和3年度までが完了してありますが、評価を数値的に表わせない事業もあります。町にとって感染症拡大の防止リスク低減及びコロナで疲弊する地域への経済対策として大きな効果があったものと、そのように

感じております。

令和3年度分までは、5月23日から24日にかけての会計検査員の検査を受検しており、町への指摘事項はなく、国の交付金の交付目的に沿った必要な対策だったと、そのように思っております。

今後、国からも評価についての助言等がありますので、それらを参考にして期間をかけて効果の検証を続けてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 国は、地方創生分野におけるSDGsの取組に脱炭素の視点を追加しておりまして、その優れた取組を提案する市町村を自治体SDGsモデル事業として選定して、資金的な支援を行っております。

また、建設業界においても、脱炭素の取組を促進するとして、北海道開発局と道などが発注する工事で、燃費効率のよい重機や再生可能エネルギーの利用など脱炭素の取組を行った業者を翌年度の入札で優遇する制度を導入するとしております。

脱炭素の取組について、道内においても、これを観光の付加価値として位置づけて、誘客につなげる動きが活発になりつつあります。一例ではありますが、各種のイベントにおいて、環境への配慮を前面に打ち出して、他のイベントととの差別化を図るとして、イベントで使う容器などの資材をナイロン製から植物繊維製に替えるなどの取組を行っているとのことでもあります。

コロナ禍後の観光振興を視野に、当町も一定の準備を進めてきておりますが、イベントの取り上げ方自体を脱炭素に絡めて、他と差別化を図ることもまちづくりの一つになるのではないかと考えておりますが、それと、イベントにおける脱炭素の差別化だけではなく、脱炭素を地域にどう浸透させるかという課題に対しても、町内会や児童生徒、企業など地域全体が連携して、脱炭素の共通認識を持つ上でも、重要な材料になるのではないかと考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 近年、環境に対する意識の高まりから、各方面で省エネや脱炭素の取組が進められております。各種イベントにおいては、グリーンイベントやエコイベントと呼ばれる環境に配慮した取組が推奨されておりまして、北海道が定めた北海道エコイベント指針では、準備から開催後のまとめまで8段階の環境配慮項目が提示されております。

今後は、イベントの主催者、実行委員会などと、これらの課題についてよく話し合っていきたいと考えております。

自然由来の素材利用やごみの減量、リサイクルなど多岐にわたりますが、町民の皆さんに環境について考える機会を提供し、一緒に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、SDGsと合わせて、環境問題の理解を深めてもらう環境教育といった取組も

ありますので、教育委員会と連携しながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この脱炭素の取組については、一昨年に改訂されました第6期陸別町総合計画の基本計画にも、自然環境の保全として地球温暖化防止施策の推進とバイオガスプラント建設や太陽光発電の導入促進などの新エネルギーの推進。さらには、ノーカーデーの実施などが掲げられております。

環境省は、脱炭素に向けた地方自体の取組について、エネルギー収支と再エネ導入ポテンシャルと市町村別に公表しております。当町のエネルギー収支は、赤字額が10%以上という、最も残念なランクに分類されてはいるものの、再エネ導入ポテンシャルでは、今後、再エネ供給力がエネルギーの需要を上回り、地域外に再エネを販売できる地域とされております。エネルギーの収支は、現在はマイナスであります。現在整備中のバイオマスプラントが稼働しますと、幾分改善されるものと思っております。

脱炭素の重点施策としては、バイオマス発電や風力発電等の大型の設備だけではなく、自家消費型の太陽光発電の導入や住宅、建築物の省エネ性能等の向上、また、電気自動車の導入やごみの減量化なども期待されております。

当町は、この太陽光発電の導入とメーカー限定で目的は異なりますが、電気自動車の購入には一定額の補助、助成を行っております。今後、これらを脱炭素化推進策の一つとして拡充する考えがとおりかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町で取り組んでおります陸別町太陽光発電システム導入補助につきましては、平成24年度から15件の方に御利用いただいております。一般住宅への太陽光発電システム導入補助金につきましては、第6期総合計画で記載のとおり引き続き行ってまいりますが、拡充につきましては、現時点では考えておりませんが、利用状況も考慮して検討してみたいと、そのように考えております。

また、自動車購入補助につきましては、日産自動車株式会社限定での購入費助成事業があります。メーカーから令和4年5月20日に軽自動車規格の電気自動車の発売が公表されており、町ではそれに合わせて陸別町日産自動車購入費助成金交付要綱を改訂し、電気自動車の、これは軽自動車規格へ新たに1台当たり25万円を助成いたします。環境に配慮した電気自動車への購入促進にもつながるものと考えております。

なお、現時点では、さらなる拡充につきましては考えておりませんが、日産自動車にも環境に配慮した脱炭素化の方針があるようですので、町としても連携して取り進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 時間が参っておりますので、最後の質問にしたいと思います。

それでは、再度、脱炭素社会の実現に向けた環境省の取組について触れさせていただ

きます。

先頃、環境省は脱炭素先行地域の初の選定結果を発表し、道内からは石狩市と十勝管内上士幌町、同鹿追町の計画が選ばれております。このことに当たって、環境大臣は記者会見で「先行地域については、脱炭素と町おこしを相乗効果を持たせてやっていく。」、このように強調しております。環境省は、2025年度までに100件以上を選定する方針で、年2回程度公募する予定ということでもあります。

これまでの一般質問でも述べさせていただいているところではありますが、当町のまちづくりの方向性は利用可能な広大な地域の資源に根差した酪農と林業を生かした再生可能エネルギーの利用によって、社会貢献していくことが町の持続性を高めることにつながるもので、それがまさに地方創生だと思っております。脱炭素先行地域の選定に向け応募の検討が進められているのかお伺いいたしまして、今日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 脱炭素施策が全国規模で推進される中、当町においても今年度稼働予定のバイオガスプラントを機に、脱炭素へ向けた意識が少しずつ高まっていると、そのように感じております。

このため、現在進められている脱炭素先行地域に関わる情報収集も積極的に行っているところでもあります。

しかしながら、以前にもお答えしたとおり、当面はプラントの安定稼働を優先とし、その後の状況を注視した上で、新たな事業展開を検討する予定でありますので、現時点での応募は考えておりません。町といたしましては、バイオマス事業の検討段階から環境改善の重要性を認識しており、まずはバイオガスプラントを安定的に稼働させることで基幹産業である酪農業を支えるとともに、市街地等における生活環境の改善を行うことが脱多炭素へ向けた第一歩になると、そのように考えております。

具体的には、消化液の適正散布による河川の水質維持や圃場の土壌改善、家畜ふん尿の適切な発酵処理による臭気対策といった水、土、空気から着実に環境改善を行う必要があります。これらを適切に行った後、酪農、畜産業以外の各業種以外との連携を図ってまいります。

さらに、環境省が定めるゼロカーボンシティについても、実効性の宣言が早期にできるよう取組を加速させていきたいと考えております。合わせて、この取組がまちづくりにどう生かすことができるのか、陸別らしさをどう表現していけるのか、引き続き、研究してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 午前中に引き続き、一般質問を継続するわけなのですけれども、答弁者、町長を初め各担当者の皆さん方に御協力を得ながら、私の一般質問の中で、基本的には通告したとおりでございますので、簡単に言えば、事務的な話になろうかなと思いますので、その点を私自身も新型コロナウイルス感染症に恐れて、あまり調査もしていないという状況でございますので、それほど難しい質問でないと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

通告しておりますのは、大きく分けて2点なのですけれども、一つは、当町の新型コロナウイルス感染症の件についてということ。いわゆるこのコロナ禍の中において、丸3年近くなろうとしている、令和3年のとき、当町においては6人でした。周りから見れば、十勝は結構感染が広がっているという状況の中で、当町は6人で終わっているというのは、こういう陸別の自然に恵まれた町の中で、そういうものはあまり影響を受けないのかなと考えておったのですけれども、やはり、この新型コロナウイルス感染症の特性というのですか、簡単に言えば、得たいの知れない今までの未知的な感染症であった結果、今年4月16日以降から急激に増えたのですけれども、こういうことについては、やはり過疎だからとか、山の中の町だからとかというのは関係ないのだなと、全国的にも十勝が非常に全体的にも増えているというこの感染症の恐ろしさというのですか、そういうものが身にしみて感じたわけなのですけれども。当町においての今現在の感染者の数ということで通告しておりますので、法人の利用者が、あるいは職員がなったと言われている中で、一般町民の方の成人と未成年と分けた、それでトータル的に総数は一体、今現在、今日ということにはならないと思うのですけれども、先日までの数をひとつお答え願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、北勝光生会しらかば苑施設での感染者数ですが、法人のホームページによりますと、5月28日現在、職員28名、利用者48名、計76名の感染者が発生しております。なお、5月28日に帯広保健所より施設内感染の収束宣言が出ております。

また、一般町民のほうでございますが、感染者数につきましては、北海道の公表値、これも5月28日現在で令和3年度は19人、令和4年度は116人の総数135人で、この人数にはしらかば苑の職員、利用者も含まれております。このうち、未成年者については、小学生7名、中学生6名の計13名であり、しらかば苑関係者を除く残り46人が成人ということになります。この感染者数につきましては、これは保健所からの情報提供によるものでございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ありがとうございます。

今、総数的に135人という形でされたわけなのですからけれども、先ほども言いましたけれども、簡単に言えば三桁になるなんて想像もしていなかった中なのですからけれども、全国的に見ても、こういう人口比の中では相当高い歩率になるかと思うのです。そういった中での、今後の取組等についてもお聞きしていくわけなのですからけれども、實際上、今の135人のうち、保健所のほうの形で連絡を受けているということなのですからけれども、感染者の分類というのですか、いわゆる陽性と判定された方の中で重症並びに中等、軽症、あるいは死亡者というのは、実際的にはどうなっておりますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 感染者の分類についてでございますが、北海道では重症、中等、軽症との分類を大都市を除いた北海道全域を一括で公表しております、各自治体ごとには公表しておりません。また、死亡者数も同様に北海道全域でのみ公表しております、各自治体ごとに公表しておらず、陸別町対策本部においても確認できていないという状況であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） その辺がどうも、それほど恐ろしくないというふうに保健所が捉えているのかどうか分かりませんが、やはり、陸別の特徴的なものが、先ほども言ったように、当初はそれほど感染しないと、たまたま陸別外から出ていった方が感染されたという形態であったのが、こういうふうに、今年の4月からこういう状態になったということは、保健所としては、相当なそういう分類をして警戒したり、今後の対策、今、対策会議等についても何ら報告がないというのは、私は非常におかしいと思うのです。

というのは、ついこの頃、いろいろな形の中で、私も前回の一般質問だったかと言いましたが、保健所が十勝に四つか五つあったのが、今は1か所しかないという、そういう保健所の体制というのは、国の行革の中でされたということは、こういう感染が広められたその理由だと思うのです。保健所の対応というのは、専門職ですので、町長が前に陸別で赤痢が出たときに、保健所の活躍があったという話もされたものです。

そういう点から見ると、今回だって、これを、私に言わせると保健所の怠慢だと思うのです、今の報告、町長が答弁されたように連絡が来ていない数字を言ってくださいといっても、なかなかあり得ない中ですからけれども、やはり、保健所の対応というのは非常に、言い方が悪いですが、いろいろな分野で公務員の今のずさん性というのが出てきている中で、少なくとも、こういう世界的規模の新型コロナウイルス感染症が保健所の取組というのは、あまりにも曖昧というか、怠慢だと私は指摘しておきたいと思えます。

そういった意味で、町長が今後、こういうものを町民の履行というのは捕まえておく必要があると思うのです。そして、最後に5番目に書いてありますほうの話に移行して

いくと思うのですけれども、今後、そういうものについての保健所、今後の、通告にはないけれども、やはり拡充をきちんとするように十勝、これだけの広い地域の中で、1か所で、聞いたところによると、保健所の職員がこの新型コロナウイルス感染症になってから、今は違うのかもしれないけれども、ほとんど夜の12時前に帰ったことがないという情報も聞いております。それは、やはり、今言った保健所の縮小なりなんなり統合したという実態なので、当町の首長として、今後、国なりそういう関係機関に要望して行ってほしいと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、前にも、こういうお話をした記憶があるのですが。誤解しないでいただきたいのは、保健所もやはり大変忙しいということは重々分かっているのですが、実際聞いても教えていただけないというのが実態であります。保健所の数とかに関することは、やはり国とか道の方針でもありますので、ただ、いろいろな保健所に対して少ないとか、合理化になった今、議論がなされていますので、私どももいろいろなことでそこら辺の要望、町村会を通してでもやってきたいと、そのように考えているところです。実態は把握したいという気持ちは変わりませんので、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） その辺は、簡単に言えば、今までの数が少なければその程度でもいいのですけれども、これだけ、簡単に言えば爆発的と、それから、全国的な人口規模から言っても、当町はすごく高い確率で高い位置に置かれるということは、今言ったようなことが原因というか要因になるかと思っておりますので、その辺、今後、前にも質問したことがあろうかと思うのですけれども、いわゆる新型コロナウイルス感染症はこれから、もちろんデルタ株からオミクロン株になったとかという変異がどんどんされていると。必ずしも、今回の新型コロナウイルス感染症だけでない地球の温暖化によって、いわゆるシベリアの凍土に閉じ込められていたウイルスが出てくるという、そういう実態の中では、もう決して安易に静観できない、いわゆる黙ってられない状況になるかと思っておりますので、その辺は、常に首長として住民の命や健康を守る上で必要なことだと思っておりますので、今、町長の話にありましたように機会があるごとに、私は行ってほしいと思っております。事実、陸別の実例も含めて。実例と言っても、實際上、保健所から、今言ったように、私が聞いても、町長は知らされていないというのは、これも一番問題だと思うのです。少なくとも、首長は当町における爆発的感染の広がりの実態をやはり把握しないと、次の対策が、先ほども言ったようなものが出てきたときに対応できないと思っておりますので、今後、このようなことについて知る機会があれば、そういう対策会議なりなんなり公表しながら、専門家というかいわゆる医者とか保健師、そういう人たちも含めて、やはり対策を考えるようにして行ってほしいと思っております。

そういった意味で、知らされていないものを聞けるわけもないので、私もやめますけ

れども、死亡者数もいろいろ公表されているかいないかは別としても、これも片手ぐらいは出ていると、そういう状況の中では、やはり、こういうものについての、簡単に言えば、どういうスタイルで死亡に至ったのかどうかという。ただ単に、新型コロナウイルスに感染したから死亡したではないと思うのです。やはり、それなりの経過があると思うので、その辺、実態もつかんでいってほしいと思うのですけれども、今後、それについてどういうスタンスでいくのかちょっと伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 残念ながら死亡者の方も出たのですが、それがまた新型コロナウイルス感染症によるものか、どうなのかということもまた分からなくて、それも保健所のほうの判断ということで聞いておりますが、議員おっしゃるように、やはりそういう情報は必要だなということは考えておりますので、これから、そこら辺は情報をいただけるような要望等をしていきたいと、そのように先ほども申しましたが、思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） くどういようですけれども、やはり、自治体の首長である人がそういうものの形を取られない、あるいは、保健所が秘密にしているわけではないと思うけれども、手が回らないのか、頭が回らないのか分からないけれども、やはり、そういう、全国的にも犠牲者というか、感染によって亡くなった人たちはもう1,000人を超えているという形の中で、やはり、もっと知っていく必要があると。今、町長が言われた点で、鋭意努力して、首長として、これからでもいいですから、情報を捕まえてほしいと思います。

では、3番目の国民健康保険税の減額免除について。これは、コロナ特別例的に減免されるということが、国からの指針で出ておりますので、当町において、先ほど聞いた面でこの答えが出てくるのかなと思ったのだけれども、今、町長の話では、保健所からそういう情報がないということなので、当町での取組ができていないのかなということも含めますけれども、この3番目についての減免、免除の実績はどのようなのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の制度につきましては、これは令和2年度から取り扱われておりますが、主な減免の要件等につきましては、新型コロナウイルス感染症による主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は全額免除。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯で、主たる生計維持者について事業収入、給与収入が前年に比べて10分の3以上減少した場合に一部を減額するというものであります。

この制度は、先ほども申しましたように、令和2年度から始まり令和4年度も継続しておりますので、町の広報誌や町内回覧などによりまして、制度の周知などを行ってきて



おります。

御質問のこれまでの実績であります。全額免除に該当する世帯はありません。一部減免につきましては、令和2年度に事業収入で3世帯、給与収入で1世帯の計4世帯が該当となりましたが、その後は、該当者は出ていないという状況であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いわゆる過去の実績に基づきながら、簡単に言えば、令和2年か3年のことですけれども、今後、先ほども言いましたように令和4年の4月以降、爆発的になったものについて、もちろん法人の介護職員あるいは利用者は、そういう今言ったくくりの中では当てはまらないのかも知れませんが、これから、いろいろ整理された中で出てくるのかなと思うのですけれども、その辺についての町側の追求というのですか、そういったものは、タイムラグ的なものがあると思うのですけれども、その辺についての取組はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町側といたしましても、昨日もいろいろ会議の中で話もありましたが、個人情報の絡みももちろんありますが、こちら側で、ここは該当になるのではないかなとか、何とかという情報は持っているわけです。それで、今までも、こちら側からお声がけや何かをした経緯は十分にありますが、その結果がこれでありますので、これからもまた、周知するというのはなかなか難しいのですが、広報等を通じてもう少しやはり分かりやすい方法で町側もやりたいのですが、また皆様方もそこら辺、それぞれ個別にでも、できればというのですが、壁があるので難しいのですが、そういうことに努力をしていきたいなというふうには思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 結局、先ほど言ったくくりの何百万円ぐらい影響があったとか、生活する全額がだめになったというのは、結局、申告の仕方によって出てくる数字なので、今回のことは4月ですから、令和4年度になろうかと思うのですけれども、その辺について、そういう情報が入ったときには遅滞なく、いわゆる国民健康保険税の減免を救済できるような、そういう体制を今のうちに、絶対になろうかと思うのです。もちろん介護職員の中では、社会保険なのかもしれませんが、全部が全部が社会保険でなく、国民健康保険の関係だと思っているので、その辺については遅滞なく、簡単に言えば、そういう減額をすることによって、生計が少しでも上向きになるように取り組んでほしいと思います。そういった意味で、今後の体制というのですか、その辺は町民課の税体制だと思いますけれども、その辺を、救済を漏れなくしてくれることをお願いしたいと思うのですけれども、そのへんについてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これに関しては、なかなか難しい面があるのは、議員も御承知だと思っております。あくまでも、先ほども二つばかり言ったのですが、やはり、収入の

減少が生じたということでありますので、逆を言えば、その減少が生じていないということでも理解している面はあるのです。

ただ、それに対象する方にとっては、やはり、なるだけ広くそういった措置ができるようなことはお知らせ等々で考えていきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これは、陸別だけでなく全道的にも、私が知っている限りは2020年には、ということは令和2年ですか、全道的には163市町村でこういう、合計額でも46億円ぐらい減免しているという実績もありますので、当町は、後半のほうの感染なので、このカウントにはなっていないと思うのですけれども、そういった意味で取組を進めているところでありますので、ぜひ、今、町長が言ったように、個人情報云々というか、本人の申請主義なのでということもあるのかもしれないのですけれども、その辺促しながら対策を取ってほしいと思います。

そういった意味で、4番目に入っていきたいと思うのですけれども、新型コロナウイルス感染症に対して対策会議を開設しているわけなのですけれども、その関係と、先ほど保健所の話も言いましたけれども、病院との連携について、今回の爆発的な感染の中で、どのような形で取れてきたのかなということ、ひとつ検証してほしいと思うのですけれども、検証結果も含めてどのような実態ですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町新型コロナウイルス感染症対策本部であります。これは政府による北海道への2度目の緊急事態宣言、これの発令に合わせて令和3年5月17日に設立いたしました。この対策本部は、北海道本部会議の情報と町の各課等の対策を共有することを目的としております。

感染者情報の扱いでございますが、以前は、保健所から理事者等へのホットラインで連絡がありましたが、現在は保健センターに通知されております。

しかし、これらは、性別、年代等の情報のみでありまして、氏名、発症日、検査日、また年齢は通知されず、個人を特定できない内容の通知となっております。

また、医療機関からの検査情報なども陸別町感染対策本部には通知されず、把握できておりません。個人情報については、保健所により厳格に管理されており、当該市町村においても、その内容を知ることはできないという状況であります。

また、十勝総合振興局防災担当より町の防災担当にも自宅療養、これは待機者情報の通知がありますが、避難所開設時に蔓延させないことを目的としており、リアルタイムでの感染者を正確に把握できるものではありません。

また、学校関係者につきましては、教育委員会より対策本部に情報の提供があります。これは、保護者が感染したことを自らが学校を通じて報告した、そういう場合となっております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これも、要するに基本的なこういう感染症で言っている中で、保健所という、その曖昧さが非常に今後の教訓も含めて取られていないということが、非常に今後の、先ほども言ったように、決して脅かしのものではないけれども、これも一つの自然災害の部類ですから、やはりそれを入り口の段階できちんとされていないということは、今後の対策に生かされないのかなと、次の質問にも入っていく中で、私としては解決する方法が見出せないような形になるのですけれども、一応、通告しておりますので、その辺も含めて、簡単に言えば、今何となく国の機関というか、体をなしていないと。例えば、運輸省の検査がずさんで、ああいうふうな事故が起きたと。あれをきちんと検査さえしていれば、船も出航しなかったという、そういう怠慢性というのが、こういう形でも出てくるのではないかなと思うのです。ただ単に、便宜的にしたというような。だから、保健所も便宜的にただそうやってやっていると。今後、このことで教訓を生かすというのはできないと思うのです。だから、町長としてもいろいろ町民の首長としての町民の命、健康を守る責任上、やはり今後のいろいろな会議であろうと思うのですけれども、そういった面でもやはりきちんと追求していってもらわないと、これからの問題も含めて対策が取れないということを常に言っていってほしいと思うのですけれども、その辺についての考えはどうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これに関しましては、必要な情報がリアルタイムに入ってこないという、やはり我々十勝の首長たちと話しても、そういうもどかしさは共通でありますので、市町村または道、国にそういう要望を出していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） よろしくお願いたします。対策会議、保健所と病院との関係については、今言ったので、これ以上質問していくわけにいかないのです、今、町長が答え願ったことを期待してやっていってほしいと思います。

この5番目のほうの教訓と今後の取組の対策はというのも、今言ったような一連の質問の中で見出したかったのですけれども、何かないみたいな感じになってしまって、私としても次の質問は取り上げられないのですけれども、いずれにしても、新聞報道によると、オミクロン株や咳、あるいは陽性反応になった人の倦怠感というのですか、かかって一応落ち着いたのだけれども、精神的にも大変だと、味覚障害、あるいは味とか、そういうものもないという状況の中で、今後、こういう俗に言う後遺症というのですか、そういったものに対する対策というのは、もちろん、先ほどの対策本部会議も保健所から連絡が来なければできないという状況だったかもしれませんが、今後の教訓と取組の対策は、どういうふうに今のところは考えておりますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今年度になりまして、町内では感染者が大幅に増えたというこ

ともありまして、新型コロナウイルス感染症の完全なる予防は極めてこれは、議員おっしゃるとおり難しいものだなと、そのように実感して感じているところでもあります。

現在の対策としましては、令和4年5月27日、北海道より公表された「感染防止に向けた道民の皆様へのお願い」でも、目新しいものではなくて、今まで実施してきた対応を改めて繰り返すことになっており、町としても従来の感染防止対策を励行してまいります。

また、感染症の完全終息は先が見通せない中、ワクチン接種や予防策は、今後も様々な形態に変化しながら、継続されることと思います。

感染症の完全防止は、これは不可能でありまして、感染者は必ず発生するということ認識した上で、感染者が発生した際は、できるだけ拡大させない、また、感染者を思いやり、差別、偏見をなくし、過剰な反応を控えることが町民のために重要なことだと考えております。

なお、報道でも最近頻繁に出るのは、議員おっしゃるように、その後遺症が残っているとか等々のそういうことが報道されていますが、近場であまりそういうことはまだ聞いてはおりませんが、そういったことも対策等々いろいろな情報を仕入れていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いわゆるオミクロン株やデルタ株において、感染と陽性と反応した人たちが、今後、いわゆる健康的に回復して、これからも活躍してもらおうということが今後の望みなのですけれども、いわゆるこの後遺症というのは、その人でないと分からない面もあるけれども、実例的にいろいろな形が出ていますので、私は、少なくとも陸別で今135人なりましたという実態の中で、特に、成人と子供とも分けなければならないのですけれども、やはり後遺症は、専門家によると、感染して治った、落ち着いたといっても、この2か月間はきちんとそういう観察が必要だというふうに書いているのです。

ということは、今、135人についてのやはり1人1人の聞き取りをして、そして、後遺症については事前に把握したら専門家に、いわゆる医者に見てもらおうという、そういう体制を取っていないと、なりました、治りましたというだけの問題ではないという、この新型コロナウイルス感染症の特性を考えて、今後の対策をしてほしいと思うのです。

そして、子供の感染についても、非常に今後の成長していく段階の子供が、この新型コロナウイルス感染症の、簡単に言えば未知数的な病気でもあるので、感染症でもあるので、その辺の経過をきちんと観察していかないとだめだと。簡単には、中には、陸別の場合はあるかどうか分かりませんが、学校に不登校というのですか、とにかく、学校にも行きたくないと、そういう意欲もなくなっているという方がどんどん出てきているということですので、当町においても、事前に教育委員会とも相談しながら

ら、そういうものについて専門家に早めにそういう診療を受けるような、やはり、そういう体制を取っていかないと、先ほども言ったように、なりました、治りました、それでいいというのではないという病気を認識して行ってほしいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 基本的には、これらも本来であれば保健所の対応というのが、決まっていることなのでありますが、先ほどからの話で、なかなかそこら辺は難しいところかなと、遅れているなというのが正直考えているところであります。

また、対処はこれはもう、やはり医療機関に頼らざるを得ないのですが、その前の段階でも何かしらできることはあろうかと思えます。そこら辺も関係機関と相談しながら、議員の心配している面、何とか解消できればいいかなと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 当町においての、やはり人口比も先ほど言ったように全国的にも低い位置にはならないのですね、2,300人ぐらいの町の中で135人というのは。そういった中では、やはり小回りのできる町でもありますので、今、町長が言った形を鋭意取り組んで行ってほしいと思えます。そして、やはり感染した人の人生を狂わせないようにというのですか、やはり倦怠感が続いたりとか後遺症が続いている中で、やはり見逃して行って、もっと早くきちんと治療を受けていけばそうならなかったのにとという人生的なものもあると思えますので、特に子供の場合は。

それと、ワクチンの関係も先般聞いたのですけれども、接種率が下がっているという、3回目は下がっていましたよね。だから、そういった中で、ワクチンに対する不信感というものもある状況の中での後追い調査というのですか、少なくとも後遺症的な接種をしたことによって、本人の申告しかないのですけれども、そういった実態も少しずつデータ化していくということも、私は必要だと思えますので、今言ったワクチンの接種、あるいは新型コロナウイルス感染症に感染した陽性者の後追い調査をきちんとデータ化しておく必要があると思っていますので、その辺、ワクチンを打った人の中にも後遺症があるというのは、それは本人でしかなく、しかし、保健所が認める、認めないか、専門家が認める、認めないか分かりませんが、その影響ではないというような話もあるけれども、実質的に本人たちは、ワクチンを打った後に極端に体調が悪くなったという話もありますので、そういう面の二つの面についてのデータ化というのですか、個人の情報という名前は別としても、きちんとイニシャルでもいいから捕まえたデータをつくっておく必要があると思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そのことに関しましても、できるだけ善処していきたいと思っています。

また、その心配な児童生徒に関しましても、それは、やはり議員おっしゃられるように教育委員会とも連絡を密にして、連携を取って進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 子供については、つい最近ですか、全校休校だったのが、今は解除になっているという実態ですけれども、これも、本当に小さい町で生徒数も少ない中で、これだけまた感染爆発ということについては、先ほど言ったように少ない人口とか、そういう中での小回りを有効にきちんとしていかないと、後々調査するというわけにいかないのか、やはり子供たちの1人ずつ、学校ではアンケートでもいいからどういった症状があったか、簡単に言えばつらさも含めて、それが大人になったときにこういう病気は

恐ろしいということも含めた教訓になると思うので、そういう面について、やはり今後取り上げて行ってほしいと思います。そういった意味で、新型コロナウイルス感染症に関しての質問をここで終わりたいと思うのですが、いずれにしても、未知のウイルスですので、その辺の油断なく取り組んで行ってほしいということを願って、これを終わりたいと思うのですが。

そういうことで、新型コロナウイルス感染症については終わりますけれども、2番目のエキノコックスの対策についてということで、これは、私は十勝の全域というのか、一部の町なんかにおいて、エキノコックスによる被害等があると、そういった実態の中で、今、対策を取りつつあるというマスコミの報道で知ったわけなのですけれども。今まで当町は、エキノコックスがいわゆる発見されるというのか、キツネの媒介によって、簡単に言えば肝臓に入ると、治療薬もないと、今のところ、1回入り込むと手術で肝臓を取るしかないという恐ろしい病気であると、そういった実態の中で、今まで陸別町においての記録的には感染した人は何人ぐらいいるのですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） エキノコックス症患者と診断した場合、これは医師が都道府県知事に届け出ることとなっているため、陸別町として感染者を掌握できない実態にあります。町でエキノコックス健診を実施しておりますが、これまでに陽性となった方はいらっしゃいません。

参考までに、北海道発表の令和3年12月末現在の速報値によりますと、北海道における届出人数は、令和元年28人、令和2年23人、令和3年19人の届出総数と、このようになっているようであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 簡単に言えば、不幸にしてというのか、なっていないというのは不幸中の幸いなのですから、いずれにしても、当町においてもかなりキツネが、犬

で言えば野犬というのだけでも、キツネは元々が自由の身ですから、相当見受けられます。私のところでも、二組ぐらい、俗に言えば子育てをしているという実態も見えます。そういった中では、かなりのキツネが横行しているという実態の中では、決して油断のできない形だと。全道的に見れば、こういう感じで、二桁台で終わっていませんけれども、当町においては。

先ほども言いましたように、当初発見されたときには、治らない、治療ができないという実態だったのですけれども、今は医学的にも発達して、それを治すこともできるし、予防的なものもできるという意味合いの中で、陸別の実態をやはり調査する必要があると思うのですけれども、私は感染した人を見受けられないから、実態も調査していないと思うのですけれども、實際上、実態を調査していて、簡単に言えば、キツネを捕まえてどうのというよりも、ふんによる、これも難儀なことなのですけれども、それを調査する。あるいは、交通事故等において、死亡したキツネを見つけた場合には、それを保健所かどこかで検査してもらうという、そういう実績的にエキノコックスの、いわゆる虫ですけれども、それがあったのか、ないのかということを含めてお答え願いたいのです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員も御存じだと思いますが、既に北海道全域が重点地域とされておりまして。そのことから、実態調査の実施はしておりません。北海道においては、必要な調査は実施されているものと、そのように私どもは認識はしております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 全道的な問題で、当町におけるキツネがいないわけではないので、その辺についての調査はする気があるかどうかについてお答え願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この実態調査というのは、やはり専門的な調査となるものと、私どもは認識しております。

ですから、これは北海道がやはりやるべきものと、そのように認識しているところでございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ちょっと難しいことではないと思います。私は少なくとも、ふんの検体採取ぐらいは当町でしておいたほうがいいのではないかなということを行っているわけなのですけれども。そういうことの中から、一つずつ実証しながらやっていくことによって、簡単に言えば、キツネの媒介ですから、キツネのふんから卵が排出される。それが、いろいろ野菜とか山菜とか、そういうものに付着していくという実態のものなのですよね、このエキノコックスというのは。だから、そういった意味では、事前にそういうものが、検査した結果がなければいけないで、安心感があるけれども、検査しないで安心感とはならないので、ひとつ取り組んでいってほしいと思うのですけれども

も。しつこいようですけれども、もう一度その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど申し上げたとおりであります。いろいろ北海道とも情報を取り合っていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 3番目のほうの健診の啓蒙、これは毎年、町の予算化をしながらエキノコックスの検査をやっているわけなのですけれども、実態的に、今年は30人、昨年も30人だったのですけれども、令和2年によると、予算は組んでいるけれども、実質的に16人しかこのエキノコックスの検査を受けていないということがあるのですけれども。実態的にこの積み重ねの中で調べていってということなののですけれども、いずれにしても、早期発見が大事だと思うのですけれども、その辺についての啓蒙について陸別広報等についてもしなければならないと思うのですけれども、そういった面についての今後の取組について、どのような考えておられますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、小学校3年生以上の町民を対象といたしまして、健診間隔は5年に1回というふうになっております。ここ5年間の受診数につきましては、平成29年が14名、平成30年が18名、令和元年が22名、令和2年が16名、令和3年が18名、このように推移しております。この健診には、自己負担500円であります。診療所で血液検査、これは申込みが必要となっております。

健診の啓蒙といたしましては、健診カレンダー、また町民くらしのカレンダー、町内回覧のほか、特定健診の結果説明会などでもエキノコックス健診の受診勧奨も合わせて行っております。

特に、先ほど議員もおっしゃっていましたが、生水や家庭菜園等の露地物の生野菜、また山菜を口にすることがある方に、ぜひ受診していただきたいということでありませう。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今のような、いわゆる教育宣伝というか、そういうのを町民に促すというのは、今後とも続けていってほしいと思います。そうすることによって、未然にこれが防げると。いかんせん、先ほども言ったように、キツネは陸別町にいないわけではないし、それなりに横行しております。これは、陸別町が過疎地だからとか、人があまり少ないから町の中にキツネが出ているというだけではなくて、帯広市の町のような、そういう人口の多いところでもキツネは横行しております。そういった中で、キツネも、陸別町のキツネ、隣町村のキツネと分けるわけにいかないのです、常に往き来しているという状況の中で、少なくとも、他町村でもやり始めてきている、駆虫薬というのですか、予防的な意味合いでこのエキノコックスの予防に努められるという、そういう薬も開発されておりますので、新聞報道によると、一斉に駆虫薬をキツネの通りそう



なとこに、いそうなとこにまいていう自治体もあるのですけれども、その辺についての取組はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 道内でも、議員おっしゃるように複数の自治体が駆虫剤の散布の取組を行っているようですが、継続的な散布が必要であること、また、冬期間の散布が困難なこと、散布間隔が空くと感染率が上昇して、場合によっては元に戻ってしまうなど効果は限定的であり、課題が多いということでもありますので、現時点では駆虫剤の散布は考えてはおりません。

今後につきましては、近隣自治体の動向などを注視しながら研究していきたいと考えておりますが、永続的な効果が期待できるワクチン開発など合わせて、我々望むところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう取組をして、実態的には今つかまれているものの中ですけれども、やはり予防というのは最大の予防なので、その辺を考えて、他町村と足並みをそろえて、今言ったように、陸別町だけやっても、ほかの町村がやってもというわけにもいかないの、全町で取り組むなら取り組むような、そういうことを町村会の中でも取り上げて、発症していないとか、そういう問題ではなくて、一斉にこういうものをまくことによって効果が出てくると思うので、その辺の取組も、陸別町独自の問題でもないということの一つの対策として考えていってほしいと思うのですけれども、その辺について提起していく必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げましたし、今、議員もおっしゃったとおり、自分の町だけでやれませんので、近隣自治体ともそこら辺の情報交換をしながら研究していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 以上のような、私の通告したものについては終わりましたので、もう終わりたいと思います。

いずれにしても、今のこのいわゆる近代的時代というか、そういった中での、先ほどの新型コロナウイルス感染症についても、こういうものについても、人間の知恵によって自然をなくすのではなくて、自然とともに共生していくという形の中では、いろいろな形が取られることが必要だと思うし、その対策を考えて住みよいまちづくりというか、住んでよかった町に、これは必ずしも陸別だけではないけれども、取り組むことを首長として責任を、言い方が悪いけれども、肝に銘じてやっていってほしいと思います。そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国や道のことが重要なことがたくさんありますので、そこら辺

は先ほど答弁したとおりでありますし、議員おっしゃること、十分肝に銘じていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） これで一般質問を終わります。

---

◎日程第3 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

---

○議長（本田 学君） 日程第3 意見書案第2号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これら機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年6月。

北海道足寄郡陸別町議会。

議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君）（登壇） それでは、意見書の提出に当たり、補足的な提案をしますので、このことについては北海道町村議長会からの要請でもありますので、皆様方の御理解の下で意見書を採択したいと思っておりますので、皆様方の御賛同をお願いして、当町の議会における採択を望むところであります。

今、事務局長が読み上げたとおりでございますけれども、今、地球の温暖化、あるいは脱炭素、カーボンニュートラルとか、そういった課題がいろいろ山積している。これは、全て解決するというには即にはならないとしても、森林の重要性というのですか、山と木材による、木による、このことが解決することがちゃんと科学的にも証明されております。そういった意味で、当町における8割以上の森林を守る上でも、相当な、いわゆる未立木地というのが、今、見受けられます。そういった意味で、この意見書を通すことによって、陸別にも豊かな山林資源を充実したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういうことを補足的な説明とさせていただきます。

議員諸君の皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第2号を採決します。

意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長（本田 学君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

---

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和4年陸別町議会6月定例会を閉会します。

閉会 午後 1時57分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員